

新成人の仲間入り
成人となるタイミング
が次のようになります。

生年月日	成人になる日
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日
平成14年4月2日～ 平成15年4月1日	令和4年4月1日
平成15年4月2日～ 平成16年4月1日	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日

民法が定める成年年齢は「一人でも有効な契約をすることができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができれば、自らの意志で居住地や進路を決定できるようになります。

4月1日から、民法が改正され、成年年齢が18歳になります。
何がかわるのか、かわらないのかを紹介します。

4月1日から

18歳から大人になります

—成年年齢引き下げ—

問 町民生活課 町民窓口係

☎42-2633

変わること

民法が定める成年年齢は「一人でも有効な契約をすることができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができれば、自らの意志で居住地や進路を決定できるようになります。

消費者トラブルに注意!

保護者の同意なく契約できるように

なりますが、自分自身が責任を負わなくてはなりません。トラブルに巻き込まれないように「お金を使う」「契約する」際は、十分に注意し、よく考えて判断しましょう。

トラブルの事例

- ・クレジットカードリボ払い
- ・簡単に稼げる副業や儲け話
- ・エステや美容医療
- ・健康食品などの定期購入

困ったら、

まずは電話で相談を!

▶ 函館市民消費生活センター

☎0138-26-4646

- ・月～土曜 10:00～16:00
- ・日曜と祝日 11:00～16:00

▶ 消費者ホットライン ☎188

変わること

(18歳になったらできること)

- ▶ 親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る
 - ・部屋を借りる など
- ▶ 10年有効のパスポートを取得する
- ▶ 結婚可能年齢が男女ともに18歳に
- ▶ 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る

など

※ 普通自動車運転免許の取得は従来と同様
18歳以上で取得可能

変わらないこと

(20歳にならないとできないこと)

- ▶ 飲酒をする
- ▶ 喫煙をする
- ▶ 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- ▶ 中型自動車運転免許の取得
- ▶ 国民年金の加入・納付

など

松前町の成人式は、これまでどおり20歳を迎える方を対象に行います。※(仮称)二十歳の集い

問 教育委員会

文化社会教育課 生涯学習係 ☎42-3060